

平成 22 年 5 月吉日

お客様各位

日の出証券株式会社

約款の新設並びに改訂のご案内

「受益証券発行信託の受益証券に係る保護預り約款」の新設に伴い、「上場投資信託受益権振替決済口座管理約款」を「株式等振替決済口座管理約款」に統合改訂及び「保護預り約款」から該当部分の記述を削除し、改訂を行いました事をご案内申し上げます。

受益証券発行信託の受益証券をお取引いただきますお客様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、「受益証券発行信託の受益証券に係る保護預り約款」を新設させていただきました。「受益証券発行信託の受益証券」のお取引にあたり、この約款の交付をもってお客様と当社との間で契約させていただきたく、ご案内申し上げます。

〔約款の内容〕

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）においては、平成 21 年 1 月 5 日より、「社債、株式等の振替に関する法律」第 9 条第 1 項ただし書に基づき、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度を実施しておりますが、同制度の取扱対象となっている信託受益証券の取扱いを行うには、あらかじめ、機構の定める「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則」等に基づき、お客様と当社との間で、所定の契約を締結する必要があります。

これに伴い、「受益証券発行信託の受益証券に係る保護預り約款」の交付をもってお客様と当社との間での契約締結とさせていただきます。

なお、本年 7 月 1 日には、機構における受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度は、株式等の振替制度へ移行することが決定されておりますことから、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している信託受益証券のうち、特例受益権（既発行の受益証券発行信託の受益権について振

替法の適用を受けることとする旨の信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、振替制度への移行に係る諸手続き等に関し、当社が対応することにご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[該当する条項]

(特例受益権の振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 25 条 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 61 条の規定による「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の一部改正の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している信託受益証券のうち、特例受益権(既発行の受益証券発行信託の受益権について振替法の適用を受けることとする旨の信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

1. 振替法附則第 45 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
2. その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(振替法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みません)
3. 移行前の一定期間、証券の引出し、預託又は転換を行うことができないこと
4. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
5. 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

該当条項についてご理解いただいたうえ、この約款第 25 条の規定によりご同意いただいたものとして処理させていただきますので、ご了承ください。

以 上

※ 添付資料

「受益証券発行信託の受益証券に係る保護預り約款」

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

「保護預り約款」新旧対照表